

令和5年度

学校いじめ防止基本方針



長浜市立朝日小学校

◎いじめ防止のための対策の基本的な考え方

いじめ防止等のための対策は、児童を一人の人格として尊重し、その声に耳を傾け、児童の置かれている状況の気持ちを理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが重要だと考える。また、このことを通して、児童自身の力でいじめ問題を解決できるように支援していくことも大切である。

このため、本校では、こうした子ども目線に立って、子どもの最善の利益実現を目指し「いじめ防止対策推進法」にのっとり、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処していく。

◎取組内容

【内容】

- 1 いじめ防止（未然防止）の取組
- 2 いじめの早期発見の取組
- 3 いじめがあった場合の対応（早期解決に向けた取組）
- 4 いじめ防止のための組織
- 5 検証と見直し

1. いじめ防止（未然防止）の取組

【学級担任等】

- ①授業改善に努め、全教職員が授業を公開し、わかる授業の実施
ア：授業中の正しい姿勢の保持
イ：発表の仕方や聞き方の指導
ウ：障害のある児童（発達障害を含む）についての理解推進
- ②学校における基本的な生活習慣の確立
ア：ベル着の徹底
- ③人間関係を把握して、児童一人ひとりが活躍できる集団づくり
- ④自尊感情や自己有能感が高められる活動の設定
- ⑤教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動の撲滅
- ⑥平素から教職員が相互に積極的に児童についての情報を共有

【人権主任】

- ①人権週間における取組を充実させる

【特活主任】

- ①委員会や学級活動を通して、全校や学年でいじめ撲滅の取組の実施

【養護教諭】

- ①年間4回の教育相談とアンケートの実施
- ②学校教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

【生徒指導主任】

- ①いじめ問題についての教職員の研修を実施（ストップ！いじめ アクションプランの活用）

【管理職】

- ①全校集会などでいじめ問題についてふれ、「いじめは人間として絶対許されない」との雰囲気学校全体に醸成
- ②教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進に計画的に取り組む。
- ③特別な支援を必要とする児童の理解を図る研修の実施。
- ④研修にあたっては、心理の専門家であるスクールカウンセラーの活用。
- ⑤家庭や地域に対して、いじめ問題に取り組むことの重要性についての啓発や家庭訪問、地域懇談会や学校通信などを通じて緊密な連携・協力体制の強化。
- ⑥ネット上のいじめへの対応
 - ・教員に対し、インターネットを通じて行われるいじめの現状や危険性及び効果的な対処に関する研修を実施し、対応力を高める。
 - ・児童や保護者に対し、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組を周知する。
 - ・児童に対し、情報モラルや情報リテラシーに関する教育の推進。
 - ・保護者に対して、ネット上のいじめについての理解を促す。

【保護者・地域】

- ①「学校いじめ防止基本方針」を公開（ホームページ）する。
- ②学校のいじめ防止への取組状況等を学校評価アンケートに記入してもらい、次年度に生かす。
- ③保護者・地域住民からいじめに関する情報を収集する。

2. いじめの早期発見の取組

【学級担任等】

- ①日常の児童の言動に注意を払い、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。（気になることは5W1Hで記入し、職員が共有できるようにしておく）
- ②日記等を通して交友関係や悩みを把握する。
- ③個人面談や家庭訪問の機会を活用し教育相談を行う。

【養護教諭】

- ①年間4回の教育相談とアンケートの実施
- ②保健室を利用する児童との雑談の中などで様子に目を配るとともにいつもとは何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

【生徒指導主任】

- ①休み時間の校内巡視や放課後の校区内巡視などにおいて、児童が生活する場の異常の有無を確認する。

【管理職】

- ①児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ②学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか定期的に点検する。

【保護者・地域】

- ①防犯パトロール時に児童の言動の変化等を把握。
- ②スクールガードによる登下校時に児童の言動の変化等を把握。
- ③PTA役員や保護者による交通指導時に児童の言動の変化等を把握。

3. いじめがあった場合の対応(早期解決に向けた取組)

○基本的な対応の流れ

- (1) いじめの発見・通報を受けた時の対応
- (2) いじめを受けた児童、その保護者への支援
- (3) いじめを行った児童への指導、その保護者への助言
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ

(1)いじめの発見・通報を受けた時の対応

【学級担任等、養護教諭】

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。)
- ②児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったときには、真摯に傾聴する。
- ③いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして正確な実態把握を行う。その際、他の児童の目に触れないように聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮をする。
- ④いじめた児童が複数いる場合は、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮をする。
- ⑤発見、通報を受けた教職員は、ただちにいじめ対策委員会に報告する。
- ⑥報告を受けたいじめ対策委員会は、その情報を共有、記録し、ただちに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実を確認する。
- ⑦教職員全員の共通理解のもと関係保護者に協力を得て対応する。

【管理職】

- ①事実確認の結果は校長が速やかに市教育委員会に報告し、緊密な連携を図る。
- ②いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている児童を徹底して守り通すとの観点から、所轄警察と相談して対処する。
- ③児童の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、ただちに所轄警察に通報し、適切に援助を求める。
- ④指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学にあたって、適切に引継ぎを行う。

(2)いじめを受けた児童、その保護者への支援

- ・いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめを受けた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめを受けた児童にとって信頼できる人と(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)連携し、いじめを受けた児童に寄り添い支える体制を作る。

- ・いじめを受けた児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど自尊感情を高めるよう留意する。
- ・必要に応じていじめを行った児童を別室指導とする等、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・いじめが解決したと思われる場合においても、継続した見守り等の支援を行う。
- ・聴き取り等によって判明した事実は、適切にいじめを受けた児童の保護者に提供する。

(3)いじめを行った児童への指導、その保護者への助言

- ・いじめを行った児童から複数の教職員で事実関係を聴取する。
- ・児童のプライバシーに十分留意する。
- ・孤立感、疎外感を与えないよう、教育的配慮のもと、個々の状況に応じた指導を行う。
- ・いじめを行った児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめを行った児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめを行った児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があってもいじめに向かうのではなく、運動や読書などの確に発散できる力を育む。
- ・いじめを行った児童の保護者への連絡を迅速に行い、協力して対応にあたる。

(4)いじめが起きた集団への働きかけ

- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・全ての児童が互いを尊重し、認め合う人間関係が構築できるよう集団作りに努める
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・学級の進んだ取組を学校全体に広げ、再発防止に努める。
- ・必要に応じ、学級、学校単位での保護者会を開催し、いじめの事実と学校の方針や対応について説明し、理解と協力を求める。

4. いじめ防止のための組織

本校では、いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止対策推進法に規定されている組織として「いじめ対策委員会」を常設する。

【いじめ対策委員会】

①正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。（学級担任、養護教諭、生徒指導主任、管理職などで役割を分担する。）

ア：いじめを受けた児童やいじめた児童への対応。

イ：その保護者への対応。

ウ：教育委員会や関係機関等への連携の必要性の有無の判断。

②ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。

③児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

④現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え「組織」でより適切に対応する。

《必要に応じて編成する組織》

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。

5. 検証と見直し

P D C Aサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた時期に取組み、評価アンケート（教員、児童、保護者）を実施し、その結果を踏まえて取組が適切に行われたか否かを検証する。

もし、期待するような指標等の改善が見られなかった場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や方法の見直しを行う。